

# 国立大学法人群馬大学教職員等の自家用自動車の業務使用に関する取扱要項

平成17. 4. 1 制定

改正 令和 8. 4. 1

(趣旨)

第1 この要項は、国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）の役員及び教職員（以下「教職員等」という。）が本学の業務のため旅行するに当たり、自家用自動車の使用に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車で、自動二輪車を除くものをいう。
- (2) 自家用自動車 教職員等若しくは教職員等と同居する親族が所有する自動車又は割賦販売法（昭和36年法律第159号）による割賦等で購入し、所有権が留保されている自動車のうち教職員等が日常通勤等に使用しているものをいう。
- (3) 指定車 業務のための旅行に使用することを認められた自家用自動車をいう。
- (4) 旅行命令権者 学長又は学長から旅行命令権の一部の委任を受けた者をいう。
- (5) 公用車 本学が所有する自動車をいう。

(自家用自動車の登録)

第3 自家用自動車を業務のために使用しようとする教職員等は、あらかじめ別紙様式の指定車登録申請書により、旅行命令権者に登録の申請をしなければならない。申請事項に変更があったときも同様とする。

2 旅行命令権者は、前項の申請の内容が次の各号に掲げる要件をいずれも備えていると認める場合に限り、当該自家用自動車を指定車として承認するものとする。

- (1) 教職員等が運転免許を取得してから3年を経過していること。
- (2) 自家用損害賠償保険に加入していること。
- (3) 当該自家用自動車の運行によって他人の生命又は身体を害したときの損害賠償について、教職員等を被保険者として、対人賠償保険無制限及び搭乗者保険1人につき1,000万円以上の自動車保険又は自動車共済（以下「任意保険」という。）契約を締結していること。
- (4) 当該自家用自動車の運行によって他人の財産に損害を与えたときの損害賠償について、教職員等が被保険者として、対物賠償保険無制限の任意保険契約を締結していること。

(使用の許可)

第4 教職員等は、指定車を業務の遂行に使用するときは、その都度、次の各号に掲げる事項を記載した申告書により、旅行命令権者の承認を受けなければならない。

- (1) 旅行年月日

(2) 用務先・経路

(3) 用務内容

2 旅行命令権者は、教職員等から前項に規定する申告があったときは、次の各号のいずれかに該当するときに限り、当該指定車の使用を承認することができる。

(1) 一般の交通機関の運行の状況が悪いとき。

(2) 公用車が使用できないとき。

(3) その他旅行命令権者が特に必要と認めたとき。

(使用の制限)

第5 旅行命令権者は、教職員等又は指定車が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定車の使用を承認しないものとする。

(1) 教職員等の心身の状態が運転に不適當な状態のとき。

(2) 教職員等の運転技術等が未熟であるとき。

(3) 教職員等が交通法規に違反して免許停止処分を受けてから1年を経過していないとき。

(4) 1日の走行距離が200キロメートル又は運転時間が連続5時間を超えるとき。

(5) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）による定期点検整備を行っていないとき。

(教職員等の責務)

第6 教職員等は、指定車を業務使用するに当たり、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 職務の専念及びサービスの保持に留意すること。

(2) 教職員等以外の第三者を同乗させないこと。

(3) 本人以外の者に運転させないこと。

(他の教職員の同乗)

第7 教職員等は、指定車に他の教職員等を同乗させることができる。この場合において、同乗者には車賃を支給しない。

(遵守事項)

第8 教職員等は、交通法規を遵守し、安全運転に努めるとともに、交通事故が発生した場合は、必要な措置を講じた上、直ちに旅行命令権者に報告しなければならない。

(損害賠償責任等)

第9 本学は、教職員等が業務上使用を承認された指定車が私用運転中に起こした事故については、一切その責任を負わない。

2 業務のための旅行に使用した指定車が、交通事故を起こした場合における損害賠償については、原則として任意保険で定めた保険金額の範囲内で教職員等が負担する。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。

3 任意保険の免責金額は、本人が負担する。

(本学の求償権)

第10 本学は、教職員等が業務上使用を承認された指定車を私用運転中に事故を起こしたことにより、本学に損害を与え、かつ、当該事故が教職員の故意又は重過失により起こった場合は、教職員等に対し損害賠償を請求することができる。

(旅費の支給)

第11 指定車の使用による旅費は、1キロメートル当たり10円を旅行行程通算の距離に乗じた額を支給するものとし、業務上の必要により有料道路（高速道路を含む。）を利用した場合は、有料道路料金の実費額を別途支弁する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。

